

健康診断後の事後措置を忘れていませんか？



健康診断の結果が返ってきたのね。
健診に引っかった人はいる？

血压やコレステロールが高い…
「所見あり」の従業員が何人かいるなあ。



「所見あり」ね…それなら、産業医に「医師の意見欄」を
書いてもらわないと！
労働安全衛生法で定められているのよ。



え～っ！うちは50人未満の会社だから「産業医」なんていないよ！

従業員50人未満の会社なら、地域産業保健センターに
相談すればいいのよ♪



中小企業の為の支援だから、費用は無料なの。



でも、仕事が忙しいし…
手続きが面倒なんじゃない？



会社の代表が従業員の健診結果をまとめて持っていけばいいのよ！
従業員の健康の為に注意することも教えてくれるわよ。
申込用紙を書いてFAXで送ってね！



①健康診断結果に基づく医師からの意見聴取（労働安全衛生法第66条の4）

健康診断で異常の所見があった労働者に関して、その健康を保持するために必要な措置について、医師から意見を聴くことができます。

従業員数50名未満の事業場の方は、最寄りの地域産業保健センターをご活用ください！

地域産業保健センターでは、下記の支援も無料で行っております。

②長時間労働者に対する面接指導（労働安全衛生法第66条の8及び9）

時間外労働が長時間に及び労働者に対し、疲労の蓄積状況の確認など医師による面接指導を行います。

③労働者の健康管理（メンタルヘルス、脳・心臓疾患）に係る相談

④ストレスチェックの面接指導

⑤個別訪問による産業保健指導の実施

※本社等に産業医がいる場合には、そちらへの協力を要請するようお願いする場合がございます。
医療機関をご紹介する等、ご利用をお断りする場合がありますのでご了承ください。

地域産業保健センター

岡山	〒700-0024	岡山市北区駅元町19-2	岡山県医師会館5階	TEL086-250-2386	FAX086-250-2386
倉敷	〒710-0038	倉敷市新田2689	倉敷呼吸器センター内	TEL086-441-8180	FAX086-441-8180
玉野・児島	〒706-0013	玉野市奥玉1丁目18-5	すこやかセンター内	TEL0863-32-5501	FAX0863-32-5501
美作	〒708-0051	津山市椿高下114	津山市医師会内	TEL0868-24-2551	FAX0868-22-9133
井笠・浅口	〒714-0081	笠岡市笠岡5628	笠岡医師会内	TEL0865-63-0239	FAX0865-63-0239
東備	〒709-0816	赤磐市下市187-1		TEL086-955-9235	FAX086-955-8189
備北	〒718-0003	新見市高尾2306-5	新見医師会・くろかみ内	TEL0867-72-0887	FAX0867-71-0309

総合窓口

独立行政法人 労働者健康安全機構 岡山産業保健総合支援センター ☎086-212-1222

〒700-0907 岡山市北区下石井2-1-3 岡山第一生命ビルディング12階

健康相談・面接指導 利用申込書

平成 年 月 日

事業場	事業場名	
	所在地	〒
	労働者数	(男: 人) (女: 人) (計: 人)
	業種 (いずれかに○)	1. 製造業 2. 建設業 3. 運送業 4. 電気・ガス・水道業 5. 情報通信 6. 卸・小売 7. 金融・保険 8. 不動産業 9. 飲食店・宿泊業 10. 医療・福祉 11. 教育・学習支援事業 12. サービス業(その他) 13. その他
	事業内容	例) 菓子の製造・販売/小荷物の配送/ビルの防水工事 のように記入してください
	代表者	職名: 氏名:
	連絡担当者	職名: 氏名: 電話: FAX:
	本社、親企業等の情報※	本社、親企業等の名称 () 事業場の属する本社、親企業等の全労働者数 (人) 本社、親企業等の産業医数 (産業医 名、内専属産業医 名)
相談内容 (希望するものに○)	1 健康診断の結果についての医師の意見聴取 (対象者 名) 2 長時間労働者に対する面接指導 (対象者 名) *詳細を下記へもご記入ください 3 高ストレス者に対する面接指導 (対象者 名) 4 労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む)に係る相談 (対象者 名) 5 その他 () (対象者 名)	
事業場訪問	1 希望する 2 希望しない	
その他連絡事項等	上記2 長時間労働者についての詳細 ◆対象月: 月分、 ◆時間数: 100時間超・80時間超・その他 (該当するものに○印) (複数人の場合、空欄へ分かるようにご記入ください)	

※ 申込事業場が企業の支店、営業所、工場や子会社等の場合、当該企業又は親企業の情報をご記入ください。
なお、本事業は企業規模で常時50人未満の小規模事業場を優先的に対応いたします。

※ 本用紙に記載された個人情報、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。

*** 下記事項をご一読いただき、いずれかにチェックをしてください。**

チェック欄
はい いいえ

- 1 就業する事業場は50人未満です。 はい いいえ
- 2 健康相談・面接指導は治療目的ではないことを理解しています。 はい いいえ
- 3 本事業の実施に必要な個人情報の提供について同意します。 はい いいえ
- 4 今回が初めての利用です。 はい いいえ (前回利用日 年 月頃)